時事新報

明治廿七年四月十二日 木曜日（甲申）
舊曆甲午三月七日
日出午前五時十四分　日入午後六時十分
月出午前九時三十一分　月入午前零時六分
滿潮午前九時三十四分　午後九時三十九分
（西曆一千八百九十四年）
年始より百二日　年末まで二百六十三日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第二五月附錄

府下十二名家の揮毫を石版に印刷し毎月附錄として配布する其第一回は已に時事新報の愛讀者に送達せり第二回の附錄は來る五月初旬を期して之を發行す其畫題並に畫家は

挿秧　松岡壽氏

にして田植の時節、田家の光景は宛然此畫中に集り質樸なる農家の少女が挿秧に忙しき狀態、寫し出して眞景を見るが如くなるべし

時事新報

株式米穀取引所の增設

取引所の設置に就て東京府下の如きは人口商賣の點より他の地方に比較するに所謂一地區と見做す可きに非ず之を數地區と認め各地區に其設置を許して商賣機關の運轉を圓滑ならしむ可しとの趣意は前號に述べたる如くにして事實の上に於ては何人も異議なきことなる可し或は事實に於ては異議なきも所謂一地區云々とある其地區の解釋に就て今の法文を其まゝにして東京府下を數地區と認むるは文意に背くものなりとの說もあらんかなれども其論は姑く後に讓り我輩は前同一の理由に據り東京府下に於ける株式米穀兩取引所の位置に就て序ながら一言するの必要を見るものなり即ち兩取引所の如きも所謂同種の物件を賣買する取引所は一地區內一個所に限るの法文に從ひ設立したるものにして商賣取引の實際如何に拘はらず株式米穀の取引は現在の二個所に限るの定めなれども顧みて日本全體の有樣を見れば近年來百般の事物發達進步の其中にも商賣實業の膨脹は特に著しき事相にして其運動の活潑繁劇なる名狀す可らず而して東京は全國の中心を占めて恰も車の衝に當るの地位なるが故に其運動をして敏活ならしむるの機關も亦隨て大ならざるを得ず然るに今日の商賣中にても最も多數を占めて最も關係の廣き株式米穀を取引するの塲所とては廣き東京府下に僅に一個所のみなりと云ふ誠に堪へ難き次第にして商人銘々の迷惑は申す迄もなく商賣全體の運動を遲滯せしめて其發達を妨ぐるの不利は決して看過す可きに非ず取引所增設の必要目下に急なるを見る可し或は株式なり米穀なり一個所の取引に止まればこそ客足も多く賣買も繁昌することなれども之を增して二個所と爲し三個所と爲すときは取引は各所に分散して互に不繁昌を招き遂には共潰れの有樣に陷りて却て商機の活動を妨るに至る可しとの杞憂もあらんかなれども我輩の所見に於ては決して斯る心配なきを斷言するものなり米穀取引の如き前年米商會所の折には兜町蠣殼町の二個所に併立して行はれたることもありしかども兩所共に相應に繁昌して曾て不味の議を聞かざりき況んや今日商賣の膨張は當時の比に非ず數に於て明白にして一個所の取引所にては到底間に合はずと云ふ其事實は現に株式取引所の如き時として賣買受渡の繁忙なる折には帳簿整理の爲めとて一時立會を中止することあり即ち今の取引所のみにては活潑なる商賣の實際に應ずるに足らざる證據にしてます〳〵增設の必要を見る可し或は又いよいよ其增設を見るときは現取引所株劵の價は自から影響せられて多少下落せざるを得ず株主は恰も不意に財產を減ぜらるゝことにして其迷惑思ふ可しとの說もある可し自から無稽の說に非ず今の取引所の株は拂込額より見れば殆んど六倍の騰貴（米穀取引所株は拂込百圓にて現價五百八十餘圓、株式取引所株は拂込五十圓にて現價二百八十餘圓なり）にして或は法外の直段とも云ふ可きなれども株式の轉々賣買は商賣社會の常にして現在の株主は必ずしも最初より其株を所有したる者のみに非ず例へば米商株に就て云へば或は五百六十圓の時に買ふて現に二十圓を利したるものもある其反對に或は五百九十圓以上の高直に買ふて正に十圓を損したるものもある可し即ち現在の株主は現在の直段を目的として株を持つものなれば若しも增設の爲めに下落を引起すの掛念もあらんには其迷惑は勿論なれども年來の經驗に徵するに取引所の株は時として多少の浮沈なきに非ざれども永年月の平均を見れば常に騰貴の一方にして米商株の如き曾て拂込額の十倍に騰りたることさへあり即ち其取引の年々繁盛に赴く徵候にして今日の實際より云へば新取引所の增設は決して現在の利益を殺ぐものに非ず只今の取引所と同樣のものを更に二個所も三個所も增して寧ろ全體の繁昌を致すの勢なれば之が爲めに既設株の下落することはある可らず假令ひ一時下落するも又隨て昇騰す可きは敢て保證する所なれども更に一步を進めて全く情實を去り商賣全體の利害より論ずるときは既設株の價を維持するが爲めに一般の商賣上に必要なる新設の計畫を思ひ止まるの理由はある可らず只速に斷行す可きなり而して其塲所は如何と云ふに日本橋區には既に其設あるが故に別として京橋區、神田區、深川區又は麴町區の如きは府下に於ける繁昌の塲所なれば其中に就て地を相すること適當なる可し扨いよ〳〵實行の一段となれば彼の一地區內云々の解釋論なれども法の本文に據れば其地區は農商務大臣これを定むとありて東京府下を一地區と爲すも又は數地區と爲すも當局者の認定次第にて差支なきことならんと信ずれども若しも立法の精神に於ては東京の如きは最初より一地區と認むるの趣意なりしとならば解釋は止めにし第六議會の開會を待て取引所法の改正を爲す可きのみ思ふに其改正は何人も異議なきことならんなれども政府の當局者又は國會議員の如き商賣上の利害には案外冷淡にして或は注意の行屆かざるやも圖り難ければ議會の會期切迫の今日、東京の商人たるものは速に此計畫の運動に着手して政府議會の注意を促すこと肝要なる可し

官報

○遞信省告示第九十五號
本月十六日ヨリ左ノ通郵便受取所ヲ移轉改稱ス

明治二十七年四月十一日　遞信大臣　伯爵黒田清隆

國市郡町名	舊稱	移轉位置	改稱
美濃國岐阜市矢嶋町	矢嶋町郵便受取所	美濃國岐阜市河原裂町	河原裂町郵便受取所
伊勢國桑名郡益生村大字江塲ノ內字七曲	七曲郵便受取所	伊勢國桑名郡桑名町大字矢田	矢田町郵便受取所

○警視廳告示第十號
左記ノ者明治二十五年勅令第十一號豫戒令第一條第一號第三號ニ該當スルモノト認メ本月六日及八日豫戒命令ヲ執行シタリ
明治二十七年四月十一日　警視總監　園田安賢
明治二十六年四月六日執行　豫戒令第一條第一號第三號ニ該當スル者　富山縣士族　潮川一登
明治二十七年四月八日執行　豫戒令第一條第一號ニ該當スル者　東京府平民　春山仙造
同　上　熊本縣士族　蠣貯三叉

雜報

○朝鮮釜山通信　四月五日發

水道工事　當港我居留地飲料水の不充分なるは木管水道及び水源貯水法の不完全なる爲めにして加ふるに汚穢物浸入して水質を變じ惡疫流行の媒となるを免れず居留地內心ある者は大に之を患ひ前年來水道の問題喧しく其後土管を布設して貯水法をも完全せしめんとて此程大坂より工學士佐藤成敎氏を招き終局の測量をなさしめたる處同氏は鐵管の將來に利益ある意見を呈したるより居留地役塲は之を常置委員會に諮問せしが遂に佐藤氏の說に從ひ從前土管の豫算額一萬四千餘圓に六千餘圓を增加し都合二萬圓餘の豫算案を居留地會に提出するに決し多分異議なく通過する見込にて水道工事は益す完成を期するの方針に向ひたり

石油會社　前年來有志者間に計畫ありし、釜山石油會社は千株（一株二十五圓）即ち二萬五千圓の資本を以て愈よ近日の中創立に着手するに決し會社用煉瓦倉庫建築敷地として三百坪の借地を領事館より許可せられたり

新任居留地總代　當居留地の居留民總代は昨春規則改正以來缺員なりしが今度曾て長崎縣大書記官長崎市長等の職に歷任し敏腕の聞えある金井俊行氏を月俸八十圓にて招聘したるが就任以來日猶ほ淺く何たる評判もなけれども人々は刮目して其技量如何を待ち設け居るものゝ如し

郵船會社と元山韓商　元山の韓商は釜山等と違ひ有力家甚だ多く居留外人等と匹敵して貿易に從事せるを以て汽船會社には少なからざる關係を有することとなるが此程郵船會社伊勢丸の航海に就て約束に反し積荷を承諾せざりしより茲に一條の大葛藤を惹起し釜山支店よりは急に社員を派遣し取靜めに盡力したる結果として駿河丸を臨時特發し稍や韓商の激昂を鎭めんとしたるに又もや我居留人の不滿を買ひ餘程入込みたる模樣なりと

○海外最近報數件

佛國は新に殖民省を設置することとし上院議員ブーランゼー氏を同卿に任じたるに付き或る人に向ひて新省の政略に關する意見を尋ねたるに佛國の殖民地は既に充分大なるものなれば此上擴張の必要なし只だ之を利用して英獨二國と競爭し佛國の貿易を發達せしむる工風を爲さゞるべからずと答へたり

西班牙マドリット府にては官吏及び雇主に反對の一揆起り兵士の盡力にて解散したり

巴里に於て去る三月十五日爆裂彈破裂し爲めに之を投じたるものは死亡し外に居合せたるもの數名は負傷を受けたり又同二十三日再び其破裂あり負傷したるもの二十三名に及びたるよし

○佛蘭西公使

同公使……省を訪問し同十一時頃退出……

○千谷判事の懲戒裁……

判所は大審檢事長の申立に……定を與へたる由なるが東京……里にして決定後直に召喚狀……り入里毎に一日の出頭猶豫……其辯論を開くは四十三日の……判事は第一に管轄違の申立……法なるを以て始めより之な……依然大審院判事にして若し……大審院に於て之を開くべき……るが原告官は之に對して命……所の問ふべきものにあらず……式を履みたるものなる以上……得ず故に不服ながらも暫ら……不當を訴ふるの途を求めざ……之を反駁することなるべけ……用せられたる曉は即ち被……べく之に反して却下せられ……ざるべしと云ふ

○千谷判事の出院

……にせしより久しく病氣にて……は一昨日大審院に出頭して……したれば本日より執務せん……之を拒まざるを得ずとて二……數刻に亘り夫より千谷判事……露を爲して退出したる由

○若宮商工局長の出……

……於て開會する取引所大會臨……兵庫の各府縣へ出張を命ぜ……

○ロ・・・ーセンゾール商……

絹商對ローセンゾール商會……員の仲裁により殆ど纏らん……に至り遲延せしが愈よ一昨……の取引は總べて左の條件に……

契約條件

第一條　約定書を互に取……

第二條　如何なる塲合と……は中止變更すべからざ……
但相互に承認の上變……

第三條　貨物を持込みた……き事

第四條　貨物を預りたる……り生じたる損害は預り……す

第五條　貨物持込後滿七……

第六條　品質に付意見を……賣込商組合より二名外……人を出し此四名は更に……の多數決に依り之を決……

第七條　事務繁閑出帆の……ちに代金を支拂ふべき……

第八條　剣品の處置は最……方之を履行すべし

第九條　約定に對し持込……品となり自然約定數に……時は更に時日を定むる……

○名古屋商業會議所……

出席會員三十名にして始め……豫算認可の指令を報告し夫……